

「ほこり」の考察

「にくい、うらみ、はらだち」は「ほこり」か？

3号96. このみちハをしいほしいとかハいと
よくとこふまんこれがほこりや

12号113. 月日にハウそとつしよこれきらい
このさきなるわ月日しりぞく

天理教の「教え」と「実践」の要点をまとめた『ようぼくハンドブック』には、「教えのかどめ」の中に「ほこり」が入っています。本文を読むと「八つのほこり」と「うそ、つしよ」が挙げられて「戒められています」と結ばれます。誰が「戒め」ているのかといえ、当然教祖（親神）であり、それは「おふでさき」に示されているということになるのですが、「おふでさき」の該当箇所を読むとそこには五つしかない、「にくい」「うらみ」「はらだち」がないのです。

ただ、明治14年に書かれた「こふき本」や警察に出された手続書などには「八つのほこり」として出ています。だったら教祖存命中から「八つのほこり」だったのではないかと考えられるのですが、深く考えていくと一概にそうとは言えない理由が見えてきます。

ここではまず、「八つのほこり」に関する資料と学術的な研究動向を確認します。

ほこり

親神様の思召に沿わない心遣いを「ほこり」にたとえてお論しくださいます。ほこりは吹けば飛ぶような些細なものです。油断をしているといつの間にか積もり重なり、ついにはちよつとやそつとではきれいなならないものです。それと同様に、心遣いは銘々に我がの理として許されていますが、思召に適われない自分中心の勝手な心を使っていると、やがて心は曇り濁って、親神様の思召も悟れなければ、十分なご守護も頂けなくなってしまいます。これが、身上の障り、事情のもつれともなって現れます。このほこりの心遣いを反省し、払う手掛かりとして、をしい、ほしい、にくい、かわい、うらみ、はらだち、よく、こつまんの八つのほこりを挙げ、さらに、「うそとつしよこれきらい」と心遣いの間違いを戒められています。教えの理を聞き分け、心の定規として、心遣いを改めるならば、心はずきやかとなり、身も鮮やかに治まります。これを「神がほうき」と仰せられます。

48

ようぼくハンドブック

『ようぼく必携』の読本

教えと実践のポイントを平易に解説。

天理教道友社編集.2002

●もくじから

教えのかどめ

立教／親神天理王命／教祖

ちば・かんろだい／元の理

十全の守護／つとめ／さづけ

かしもの・かりもの／ほこり

出直し・生まれ替わり／いんねん

たんのう／ひのきしん／原典

教義書／真柱

実践のかどめ

おつとめをする

にをいがけ・おたすけをする

ひのきしんをする

おちばを案内する

別席へいざなう

【おふでさき明治7年（このお歌の執筆時期は厳密には明治6年末）】

3号96. このみちハをしいほしいとかはいと よくとこふまんこれがほこりや

【明治14年9月18日「就御尋手続上申書」山澤良治郎】

「病氣ト云ハ更ニ無之候得共人間ハ日々ニ貪惜憎可愛恨シイ立腹慾高慢此八ツノ事有故…」

【明治14年10月8日「手続書」中山みき名義】

人間ニ於病氣ト云者ナシ人間者ヲシイホシイ憎イ可愛恨シイ腹立欲高慢此八ツノ事有ル故
月日ヨリ異見ニ成ル故悪敷所ヲ病トシテ出ルナリ

【明治14年「こふき話十四年本説話体喜多本」】

コヽロチカイノ道ガアル。コノチガイ、ホコリニタトエテモウスナラ、ホシイ、ヲシイ、カハイ、ニクイ、ウラメシヤ、ハラダチャ、ヨクトコウマン、コレ八ツノホコリナリ。（中山正善「こふきの研究」P98）

【明治23年1月13日夜「おさしづ」】

初席及本席の件に付伺

（前のおさしづにより中山会長より取決め下されしには、初席の者は会長と事務所一人、先生方一人、三人立合の上、身の内御話八つの埃の理を説かせ試験をする事、試験済の者は別席に掛かる事、本席に出る時同様の上、本席を取扱う。もしも試験に合格せざる時は、日を経て又試験をする事に定め下されしが、これで宜しう御座いますや伺）

【明治26年『天輪王辯妄』（羽田文明著・法蔵館）天理教に対する反対文書】

《悪しきを払いて助けたまへ天理王の命といふその悪しきとはいかなるものやと問ふに八個の塵埃なりといふ。その八個とは一に惜（をしひ）、二に欲（ほしひ）、三に可愛（かわい）、四に憎（にくい）、五に欲（よく）、六に高慢（かうまん）、七に恨（うらみ）八に腹立（はらたち）是なり。（P23）》

【明治32年7月23日「おさしづ」】

〔天理教独立願書に添付する教会起源及び沿革、教祖履歴、教義の大要に付御願〕

《日々八つ／＼のほこりを論して居る。八つ論すだけでは襖に描いた絵のようなもの。何遍見ても美し描いたるなあと言うだけではならん。めん／＼聞き分けて、心に理を治めにやならん。》

まず、「ほこり」の数について記載のある資料を提示しておきます。

「おふでさき」が五つしか挙げていないのに対して、「こふき本」「手続書」「おさしづ」「反対文書」すべて「八つのほこり」としています。

天理教教会本部の公式見解

教会本部の公式見解は当然「八つのほこり」です。『おふでさき』3号96の註でも「八埃」とし、三つを加える理由として「これは人間の悪心を誘導する根本」としているのが注目されます。

『天理教教典』現行版(初版昭和24年)

心遣いも、銘々に、我の理として許されてはいるが、親神の心に添わぬ時は、埃のように積りかさなり、知らず識らずのうちに、心は曇って、本来の明るさを失い、遂には手もつけられぬようになる。かかる心遣いをほこりと教えられ、一人のほこりは、累を他に及ぼして、世の中の平和を乱すことにもなるから、常によく反省して、絶えずほこりを払うようにと諭されている。

このほこりの心遣いを反省するよすがとしては、をしい、ほしい、にくい、かわい、うらみ、はらだち、よく、こうまんの八種を挙げ、又、「うそとつしよこれきらい」と戒められている。（『天理教教典』現行版.昭和24（1949）年.天理教教会本部）

『おふでさき』註釈現行版(初版昭和3年)

3号96. 人間の心づかいの中で、をしい、ほしい、かはい、よく、こふまん、これがほこりになるのである。

註 本教では、人間の苦しみは、心がほこりにまみれているからであるとし、そのほこりを、右のお歌に示された外に、にくい、うらみ、はらだち、を加えて、これが即ち八埃である。蓋し、これは人間の悪心を誘導する根本である。（『おふでさき註釈』※現行版も昭和3年版も同一）

「天理教」教理概説書.昭和39年

人間は心の自由を許されています。

人間が人間である所以は心の自由を持つていることです。これが「我（わが）の理」であります。

然し、この「我の理」があるために、自分一人の苦楽や利害にとらわれて、世界一列の和楽を望ませられる親心の上から明かにされた天理にもとる心を使いがちであります。／ この心を埃にたとえて教えられています。

埃の心を掃除する方法として、八つの角目を示されています。（『天理教』P142. 深谷忠政. 1964. 道友社）

『おふでさき』の解説本の内容です。『おふでさき講義』は五つしか書かれていないことを断っています。『おふでさき通解』も五つしかないことに言及しています。「他の五つのほこりとはちょっと違う」という表現で、『註釈』の「人間の悪心を誘導する根本」のことを示しているようにも思えます。

さて、その心得違いというものは、一体どんなものであるかと言うと「をしい、ほしい、かはい、よく、こふまん」というようなものが、その実例である。これは障子の棧にたまった埃のようなものである。ここには、八つのほこりの中の三つ「にくい、うらみ、はらだち」が入っておりませんが、ほこりの代表としてここに五つだけ取り上げてお仕込みになっているのです。／ おふでさきの中で八つのほこりを、これだけまとめてお書きになっているのは、ここだけです。（『おふでさき講義』P79. 上田嘉成. 1973. 道友社）

このほこりの話は一号52-54にあったように、布教伝道において最初に伝えられる話である。これは特に「八つのほこり」として教えられている。（『おふでさき通訳』P102. 芹沢茂. 1981. 道友社）

病の元は心から、ということであろう。病は気から、という言葉もある。心の持ち方が病気と深い関係にあることはよく知られている。しかし、心と病気の関係は、まだまだほんの少ししか解明されてはいない。

風 “そういうことは、おいおいわかっていくでしょう。神さんは、病の元が心違いの道にあると言われるのです。心違いをしたままにして、いつも同じ間違いをしていると、それが災いになるから、病に知らせるのです。この間違った心遣いを、八つのほこりとして教えられたのです。 をしい ほしい にくい かわい
うらみ はらだち よく こうまん これは、埃（ほこり）のように、知らずに起きて、いつの間にか溜まっています。”（『風の心』P83. 芹沢茂. 1993. 道友社）

その心違いを心のほこりとして具体的に挙げられます。但し、八つのほこりという上から言えば、にくい、うらみ、はらだちが抜けています。以前、なぜその三つが入っていないのですかと質問されたことがあります。残りの三つを入れるのは、まず歌の形式上無理だと思われれます。しかし、このにくい、うらみ、はらだちには共通点がある。にくいには、人に対する憎しみの感情です。それを根に持つと申しますか、内にこもったものがうらみと言えるでしょう。それが、爆発するような形で表に出たのが、はらだちという、**他の五つのほこりとはちょっと違う感じ**があります。しかし、八つのほこりが教祖ご在世中に基本教理として定着していたのは、こふき本などの文献からも明らかです。（『おふでさき通解』P96. 上田嘉太郎〈元道友社長、元表統領〉. 2017. 道友社）

①「ほこり」の数にとらわれない—八島英雄

みかぐらうたにおいては、「ほこり」という言葉は出てこないで、欲という言葉一つしか出てこないのです。

それからお筆先では、〈このみちハをしいほしいとかはいとよくとこふまんこれがほこりや 三—96〉というように言われていて、「ほこり」とされているものが五つしか出てこないのです。／ ところがおさしづになりますと、ほしい、おいしい、かわいい、にくい、うらみ、はらだち、よく、こうまんの八つが教えられているのです。

ということは、みかぐらうたで「あしき」というものを欲という言葉で現わしているということは、「八つのほこり」の説き分けにあるこの「よく」がいけないというふうにみかぐらうたで言っているのではなくて、ほこり全体を一言で欲という言葉で代表して使っているのです。／ それをお筆先ではこまかく分けて五つ並べてあり、おさしづでは、もっとこまかく分けて八つに並べてあるという姿になっているのです。ですから

「ほこり」は八つあるのだと言うこともちょっと見当がはずれていると思うのです。／ 教祖の教えて下さった考え方は、そんなふうにとどの心づかいがどうなるというのではなしに、「ほこり」というものは「陽氣ぐらしにもとる心づかい」というただ一言で表わせるのではないかと思うのです。（「ほんあづま12号」

P9. 八島英雄. 1970.)

ここで八島英雄氏の論考を取り上げるのは、同氏が昭和25年という戦後の「復元」の機運が強かった頃に天理大学に入学し、中山正善、中山慶一、高野友治といった人々から「正統」な天理教学を学んでいること、及び1969年から毎月の講話を「ほんあづま」という冊子にして、約40年間発行し続けたことで、その考え方の変遷を知ることが出来る等の理由によります。

八島英雄氏が1970年に「おふでさき」には五つしか出てこないことを問題にしています。ここでは「みかぐらうた」では「よく」の一語、「おふでさき」では「五つ」、「おさしづ」では「八つ」で「ほこり」が説明されているということで、数にとられるのではなく、「『ほこり』というものは『陽氣ぐらしにもとる心づかい』というただ一言で表わせる」のだということが主張されています。

ただ、この主張は八島氏独自のものではなく、昭和24年に発行された『天理教教典』についての解説書『天理教教典講義』での中山正善氏の見解を「みかぐらうた」「おさしづ」と関連させて敷衍(ふえん)させたものと思われます。

八つのほこり

この焦げ付きのもととなるいわゆるほこりの心づかいを、仮に八つに分けて、をしい、ほしい、にくい、かわい、うらみ、はらだち、よく、こうまん、この八つを八つのほこりと言って数えているのでありますが、又、おふでききの中に、うそとついしよこれ嫌い、ということが出ているのであります。が、今回の教典として取っております態度は、埃という例によって心得違いをしないようにということに重きを置いて、あらゆる心づかひのほこりを八つに振り分けるということが、主になつてはいない。説き分け方を重きには取っておらないのであります。特に八つということの種類分け方、これは余りふれておらない。尋ねた人に分かり易い話をされたかも知れませんが、この八つという数字には、余りどうも捉われるべきでないように思っているのであります。これは今までと多少違うかも知れませんが、八つと言っているが、うそ、ついしよという心のつかい方もこれ嫌いということもほこりの中につけ加えていっている関係もあり、八つのほこりのああだこうだというのは御都合主義になる嫌いがあるので、これは用いない。これは今言いましたように、おふでききの内容からでもあり、父の書き遺した中にもありますが、病論しの上から、これはあれ、あれはこれ、と論すのはよくない、ということも書いてあります。恐らく、同じことを私も感じておったと思います。一步誤れば、話に興味を与えてその理を誤るということにもなる。そういうようなこまごましたことには、ここではふれておらない。ふれることに対しても、余り興味を持っておらない、ということをして置きたいと思ひます。埃の取り方は、一般に箒で払う。ほこりの心づかひは、親神様に照らし、親神様の話によって、掃除をする。親神様を箒としてお払い下さるということを書いたのであります。（『天理教教典講話』P117.中山正善.1949）

天理教の八つの埃はその説き分けと一緒に説かれることが多いのですが、『天理教教典』には説き分けが付いていません。その説明として書かれているのがこの部分です。説き分けをするとそれが病の論しと関連して理を誤る可能性があり、あえて載せなかったということです。

たとえば、『たすけのだい』という本には、「ほこり」と「十の神様の守護」と病気とを関連付ける内容で満ちています。この内容を覚えて病人の前で説くことが「おたすけ」であると多くの天理教者が思っていたのです。しかしそれでは教祖の本来の教えからは離れてしまう。だから、今回の『教典』には載せなかったのだというわけです。

心の埃りは、皆様も繰り返して説いておられるし、聞いてもおられる通り、八つの悪しき心使いが、積り重って病になる、と教えて下さったのであります。此の

- (一) 八つの埃りと、
- (二) 八方八社の道具衆の神様の御守護と、
- (三) 現われて来ました病気と、

此の三つがさとしの上に、はつきりと判りますれば、神様の御自由も戴け、助けて戴くことも出来るのであります。従つて此の病のさとし方、話し方、是れを、しっかり心に入れておかなければなりません。（『たすけのだい』柳井徳次郎.P77.1950）

②「にくい」「うらみ」「はらだち」が加わったのは弾圧を避けるため

教祖がおふでさきの中に「ほこり」と教えて下さいましたのは、

このみちハをしいほしいとかハいと

よくとこふまんこれがほこりや 三-96

というお歌で、この中で五つの「ほこり」を説き分けておられるわけです。

ところがこの五つの「ほこり」というのは、これからお話をさせて頂くとおわかり頂けると思うのですが、当時は軍国主義教育というものと真向から対立する関係にありましたので、その弾圧を避けるためということで、そこに、「にくい」「うらみ」「はらだち」という三つを加えまして、そうして悪いこと一般というふうな印象に説き分けるということが長く続いたわけです。

明治14年10月8日付で奈良警察署長宛に出された手続書に現われたのが一番古いと思われまます。教祖の名で出されていますが、もちろん他の人が書いたと推定されています。

それが昭和20年までがっちりと続きましたので、現在でもやはりその延長線上にありまして、復元というふうには敗戦後打ち出されましても、おふでさきに書いてあるということだけでもって、教祖の時代の説き方に戻ろうということとはなかなかむずかしいのです。（「ほんあづま197号」P18.1985）

弾圧を避けるために三つが加わったという説です。当然教祖が教えたのは五つで教祖以外の方が弾圧を避けるために三つを加えたということです。

その根拠として明治14年の教祖名義で警察に出された手続書が問題にされています。この手続書は「八つのほこり」が出て来る最も古いとされる教内文書の一つです。（明治14年の御苦勞は止宿人届を提出しなかったという理由で始まっています。教祖が警察に呼び出された最初です）

ただ、教祖は明治17年の奈良監獄署の行刑史料で「書写能ハス 読書同」と書かれていて、警察などでは読めない、書けないといていたようです。それなのに難しい漢字がたくさん出て来る手続書があるのはおかしい、これは代書屋が誰かの指示で書いたもので、教祖の思いを反映していないと八島氏は考えるわけです。

ここで重要なのは、明治14年10月8日付で奈良警察署長宛に出された手続書が「八つのほこり」が出て来る最初の資料の一つであることを示したことです。この資料は『復元4号』に全文が出ています。『復元4号』には明治14年の山澤良治郎の「就御尋手続上申書」も出ています。こちらは『稿本教祖伝(P160)』に全文が出ていて、「八つのほこり」の記載もあります。

この文が載っている「197号」は八島氏が天理教を離脱〔罷免された〕した1986年の前年に書かれています。

手続書 / 大阪府大和國山辺郡

三 島 村 中 山 マ ツ エ
母 中 山 ミ キ

自分儀本日御喚出に相成転輪王尊ト唱エ且赤キ衣類ヲ着シ候儀御尋問ヲ蒙リ奉恐縮左ニ原由申上候
抑モ今ヲ去ル四十四年前則天保九年長男秀治足痛ニテ壹ケ年経過スルモ全快不致候處其比同郡長瀧村ニ市兵衛ト申候
修験者有ツテ人民ニ加持祈祷致シ頗ル功験有之噂承ルニ付自宅エ同人ヲ招キ加持祈祷等ヲ受クルニ其治スル即功アル
モ三日或ハ五日間ニシテ本ニ復シ足痛全快ト云場に立至ラス殆ント壹ケ年ニ至リ其後十年十月此釜下ヲタクニ折々氣
絶シ或時ハ井戸場エ水汲ニ參ルモ氣絶致シ人事ヲ覚エザル数回ニ及ビ爰ニ至リ又々長瀧村市兵衛成ル者ヲ招キ加持祈
禱ヲ受ケ其修行間咄シ之際自分ハ漬物ヲ附ルニ俄然ト腰痛ヲ発シ夫亡善兵衛成ル者モ同時ニ眼病ニテ困難候ニ付忽チ
信ヲ起シ祈誓候所廿四日之夜胸中然ルカ如ク覺エ翌朝廿五日ニ至リ目ヲ覺スレハ頭元ニ脇ザシヲ持イ？ム人アリ且一
人は弊ヲ持有ツテ自分ハ狐狸之障碍之様ニ家内ハ存シ種々祈禱等致シ居同夜天上ニ物音聞エケレハ身體忽チ大石ヲ以
テ押サユル如ク覺エルニ微妙ナル聾ニテ珍ラシキ物来レリトキクハ我者國常立尊ト聞ケバ身體ハ輕ルクナリ又入替リ
右ノ如ク次第十柱ノ神来レリト覺エ候其神語ニ日ク

國 常 立 尊	御姿 龍	是ハ人間ノ身ノ内眼ウルヲイヲ守護スル神
面 足 尊	御姿 頭十二尾三大蛇	是ハヌクミヲ守護スル神
國 狭 槌 尊	御姿 龜	是ハカワツナギヲ守護スル神
ツキヨミノ尊	御姿 シャチホコ	是ハ骨ヲ守護スル神
クモヨミノ尊	御姿 ウナギ	是ハ飲ミ食イ出入ヲ守護スル神
惶 根 尊	御姿 カレ	是ハ意氣ヲ吹分ヲ守護スル神
ヲト、ノベノ尊	御姿 黒グチナ	是ハ人間食物引出シヲ守護スル神
帝 釈 天	御姿 フグ	是ハ出産ノ節胎内ノ縁切ルヲ守護スル神
伊 弉 諾 尊	御姿 ギ魚	是ハ人間始メノ種ヲ守護スル神
伊 弉 冊 尊	御姿 白蛇	是ハ人間始メテナワシロヲ守護スル神

中山みきの名で出された手続書②

右十体ノ神ヲ転輪王ト云汝ノ体中ヲ借り入ルト夢ノ如ク神託ヲ蒙リ候夫ヨリ自分ニ於テハ産婦杯ヲ救助ノ咄ヲスルニ付家内一統親戚ニ至ル迄自分ヲ乱心スルト心得諸方ニテ加持祈祷ヲ致シ候義本心ニ相成候後承リ候同年十一月中隣家清水宗助妻ゆき成ル者出産之際腹痛ニテ困難苦心罷在候尊承リ難産救助之慈善心ヲ発シ該家ニ望ムニ産婦苦痛シ最中ニ付脊中ニ息ヲ吹懸クレハ腹痛忽チ止メ安産ス其際心中ニ思フハ腹帯モタレ物毒忌ヲスルニ不及ト浮ムニ付右ノ如ク言聞セハ産婦ゆき我言葉ヲ守リ無難ニ日立候義ヲ世間ニ流布スルヨリ妊娠ノ者諸方ヨリ参り候ニ付前顯之通り咄シ致シ候又病氣之者参レハ其者ニ咄スニ人間ニ於病氣ト云者ナシ人間者ヲシイホシイ憎イ可愛恨シイ腹立欲高慢此八ツノ事有ル故月日ヨリ異見ニ成ル故悪敷所ヲ病トシテ出ルナリ依テ右ノケ條ヲ捨テ此神ヲ頼メハ何病ト雖モ成就セスト云事ナシト私宅エ参ル人ニ咄シ致候明治五年末ニ至リ甘露臺雛型トシテ木ヲ以テ上経壹尺貳寸下経壹貳寸ニ柱三寸角長サ六尺惣高サ六尺六寸ニテ六角甘露臺壺臺設置仕候甘露臺之儀夢ニ聞キ候ニハ人間初メ之地場ノ証拠ナリ此臺出来候上ハ當年ヨリ三十年相過候得者此臺之上ニ五升入之手鉢テ載セ置候得ハ天ヨリ毎夜甘露ヲフラシ是ハ人間ニ與エハ壽命藥ニナルト云事聞覚タリ尚又十五年己前慶応三年七月下旬頃京都吉田殿ニテ私長男秀治エ神道職ヲ相受並ニ転輪明神ト云魂串相受申候ニ就テ者多分参詣人彌益候所参詣人ヨリ青物ヲ進シ候ヲ該参詣人エ恵與致居候所御供ヲ受度旨申ニ付金米糖ヲ相與ヘ候義ニ御座候然ルニ惣身相脳候ニ付如何之義ト不審致居候處明治十年三月比ニ至我レノ頭内ヲ月日社ノ貸物トスルニ黒キ衣服ヲ着シ居候故相脳候ニ付キ赤キ衣類ト着替ヘルベク旨夢ニ覚エタリ夫ヨリ赤キ衣服ヲ着仕居候其後者参詣人且者世話人之者ヘ相任更ニ参詣人エ對シ前顯之咄等ヲ仕居不申候然ル處明治十三年八月来私長男秀治宅ヲ転輪王講社ヲ取結候続而富國宇智郡久留野村地福寺教會出張所ヲ設定相成候由賽錢之義ハ日々十四五錢宛受取月之廿六日ニ者四五十錢山澤良治郎ヨリ封之儘受取此金ヲ以自分入費ニ相用ヒ候

前顯之始末ニ候得共私ニ於テハ祈禱拜ミ等之義者更ニ不仕候右之外者山澤良治郎并中田儀三郎辻忠作右之三名之者ヨリ手続書ヲ以テ申上候通ニ御座候

右御尋問ニ付有體奉申上候 以上

明治十四年十月八日

奈良警察署長

右

中山ミキ
大阪府七等警部 中川四郎殿

此の手続書は、特に教祖様御自身の名前で記されてある点に注目すべきであらう。そしてこの中には教祖伝の要点が述べられてあること、及その中に交へて、十柱の神の御話し、「八つのほこり」、「かんろふだい」、「ぢば」のこと等が説かれてあるのは見逃すことは出来ない。恐らく教祖伝の書き物としては、最古の文書ではあるまいか。十柱の神の説き分けも散文体で簡條的になされてあるのでは、之亦最初の文書であらう。（『復元4号』P10. 諸井慶徳）

教祖はこの後、奈良監獄へ行きましたときの記録では、「書写能ハス 読書同」読むことも、書くことも出来ないと言っているのです。／ おふでさきを書いて教えている人が、警察が言うから、すらすらとべらべら喋るような人ではありませんから、そんな事は書けません。読めませんと知らん顔をしているのです。けれども、書けない、読めないと言っている八十四歳の教祖を前にして、「山沢良治郎がこう言っているんだぞ。仲田儀三郎がこう言っているんだぞ。辻忠作がこう言っているんだぞ」と脅しまくって、この供述書を取り、そして、その供述書を元に手続書が作られたのです。手続書は代書屋が書き直したものです。／ 中山みきを取調べたことを、警官が書いたという形式ではなく、中山みき自身が自主的にこう言いましたという形の書類にして提出させているのです。／ その最後の部分には、「山澤良治郎并中田儀三郎辻忠作右之三名之者ヨリ手続書ヲ以テ申上候通ニ御座候」という文が付きまして、中山みきの署名があり、警察へ出されております。

中山みき自身が違法行為をしております。大勢集めてお金を取っています。勝手に薬を出しています。そして、私は神憑りです。違法行為を列挙いたしまして、大勢の者を騙しておりますという書類を、中山みき自身が出したということになったのです。／ ですから、それからの警察は、人を集めれば、「また集めて騙しているのか」と言って、それをやらせないために警察に入れたのです。／ 正式に逮捕もせず、また大勢人を集めて騙しているのか、お前自身が大勢集めて騙していると書いているからな、と言う理由付で、祭典の日に、人が集まる日に、警察へ連れて行ってしまいうのです。（「ほんあづま377号」P8. 2000）

天理教の出発点となった「天保九年」の神がかりについて、具体的に記した文言が遺されるようになるのは、さらに遅く、布教活動が全国的規模で展開されつつあった明治十年代（1877-86年）のことで、開教以来じつに半世紀ちかくを隔てている。その内容も、みきの在世中に記されたものでありながら、必ずしも一定していなかったらしく、こんにち教団による公的な教祖伝で、いわば定型化されている叙述とは異なる点が少なくない。／ たとえば、1881（明治14）年十月、中山マツエ、ミキ名儀で奈良警察署長に提出した「手続書」では、神がかりを「天保十年」のこととし、「（十月）廿四日の夜、胸中燃るが如く覚え、翌朝廿五日に至り目を覚すれば、・・・」と述べている。（『新宗教』P80. 村上重良. 1980）

教祖名の手続書について書かれているのは、教内ではこの二つの文書だけではないかと思われます。教内研究者がこの資料について見解を記すのは大変難しいと思われます。「ほんあづま377号」が書かれたのは2000年で、八島氏はすでに天理教を離脱したあとです。村上重良氏の『新宗教』という本では、神がかりの記述の一例として教祖名義の手続書が引用されています。

奈良監獄署の行刑史料－明治17年、中山みきの入監、放免記録

終結	事変	免幽閉	仮出獄	書信贈答	賞罰	入監中	宗門	教育及ヒ	容声貌	身体	数	犯由ノ大略及ヒ犯	収監ノ年月日	日裁判所ノ名称	刑名及ビ宣告ノ月	提携	乳児	親屬	營業及ビ	年齢	氏名	族籍	出生人	本管	典獄	已決囚名籍	主検	書記	大阪府書記	松下敏雄	大阪府書記	松下敏雄	已決囚名籍	部目	編纂		
明治十七年八月三十日 満期放免				発来	賞罰		宗門 浄土宗	書写 能ハス 読書 同	面体 丸キ 鼻 高 眉毛 ナシ 口 常 目 常 面色 白キ 鬚 髯 ナシ 目 細キ 音声 常 長所 左手 ナシ 右手 ナシ 左足 ナシ 右足 ナシ 痘痕 ナシ	長 四尺六寸	再	違警罪第一条第九項ヲ犯シタルモノ	明治十七年八月十八日 午後第三時入監	明治十七年八月十八日	拘留 十二日				祖父 亡 父 同 配偶 同 孫 新二郎 祖母 亡 母 同 子 同 兄 ナシ 弟 ナシ 姉 ナシ 妹 ナシ		大和国山辺郡三昧田村 当十七年八月 八十七年月	平民	中山 ミキ	大和国山辺郡三昧田村 第二番地	大阪府管下大和国山辺郡三昧田村 第二番地	已決名籍	主検	松下敏雄	大阪府書記	松下敏雄	大阪府書記	松下敏雄	已決囚名籍	部目	編纂		
																									⑩								名籍	番号	一〇七号	明治十七年	甲部記録

「書写能ハス 読書同」で、読み書きは出来ないとあります。また、「歯一枚存ル」ということで、歯はほとんどなかったということでしょうか。

「タマエ」の「まち」からの改名が明治31年とすると、17年の記録に「タマエ」とあるのはおかしい。この記述が正しければ、明治31年説がおかしいことになる。

「新二郎」であるべきところが「新三郎」になっている。

就御尋手續上申書

大和國山辺郡新泉村平民 山 澤 良 治 郎

一、当國山辺郡三嶋村平民中山まつゑ祖母みきナル者赤キ衣服ヲ着シ家ニ者転輪王命ト唱へ祭り候始末就御尋問左ニ奉申上候

此段去ル明治十二年五月比私義咽詰病ニ而相悩候ニ付医薬ヲ相用ヒ種々養生仕候得共頓ト功驗無之ニ付転輪社へ參詣旁入湯仕候所早速全快仕候ニ付明治十三年一月比迄壹ケ月ニ壹度宛參詣致居候然ルニ前病氣中自分相応之世話可致之心願ニ付全一月比ヨリ壹ケ月中ニ日数十五日之蒸氣湯之世話致居候處全年八月来右中山まつゑ夫中山秀治存命中ニ中山秀治宅ヲ転輪王講社並ニ当國宇智郡久留野村地福寺教会出張所ト設定相成候ニ就而者私へ転輪講社取締並ニ講社出納方地福寺社長ヲ被申付則辞令証モ所持罷在候且者中山秀治足痛ニテ引寵居候義ニ付全人ヨリ依頼ニ而日々相詰居候所右秀治義者本年四月十日比病死後全人家内始親族ヨリ依頼ニ付家事萬端賄仕居候義ニ御座候然ルニ右詰中老母みきヨリ兼テ被申候ニ者

四十四年以前ニ我月日ノ社ト貰受体内へ月日之心ヲ入込有之此世界及人間初而生シタル八月日ノ兩人ノ拵ル故人間ノ身内ハ神ノ貸物成ル此貸物ト云ハ

目ノ潤八月サマ是クニトコタチノ命暖ハ日サマヲモタリノ命皮繫ハクニサツチノ命骨ハツキヨミノ命飲喰出入ハクモヨミノ命息ハカシコ子ノ命右六神ノ貸物成ル故人間ニハ病氣ト云ハ更ニ無之候得共人間ハ日々ニ**貪惜憎可愛恨シイ立腹慾高慢**此ハツノ事有故親ノ月日ヨリ異見成ル故悪敷所ヲ病トシテ出ル此神ヲ頼メハ何れモ十五歳ヨリ右ハツノ心得違讚下シテ願上レハ何事モ成就スル事ト被申候

甘露臺ト老母みき被申候ニ者人間始メノ元ハ地場之証拠是ハ人間之親里成故甘露臺数拾三創立スル所明治十四年五月ヨリ本日迄ニ式臺出来上り有之尤甘露臺者石ヲ以テ作り下石径三尺式寸上石径壹尺貳寸六角高サ八尺二寸ニ御座候然ルニ私共ニ於テ者參詣人へ対シ前記老母みき被申候義ヲ咄致候而已ニテ祈祷許候様者決テ仕間敷候右就御尋手續書ヲ以此段有体奉申上候也

明治十四年九月十八日

右

山 澤 良 治 郎

山澤良治郎の手續上申書に対する中山正善、諸井慶徳両氏の意見

此尋問の内容は、教祖様が赤い着物を着られる点と、転輪王命についての様でありますから、自と教理并に十三年以来の様子にふれての手續書となった事と思はれます。

又信仰過程は、良治郎さんは咽喉の病が手引となり参拝し、蒸風呂に浴してあるまに、快方に向つたので、月一回の参拝が十五日のひのきしん生活となり、八月頃に転輪王講社設立の話がすゝみ、九月その実現を見ると共に講社取締并に講社出納方となり、秀司祖父様が足痛きびしい上から家の事迄相談にあづかつてゐたが、その出直後、家内の者や親類の依頼により、後見役の様な形で、家事萬端賄つてゐます、と自己のみちすがらと共に転輪王講社との関係を申され、次で、教祖様の赤衣を説明するためか、月日のやしろを説き、身の内は神の貸物で、そのわけはとてクニトコタチノ命様、オモタリノ命様、ツキヨミノ命様、クモヨミノ命様、カシコネノ命様の六神の守護を説かれ、八つの埃がたまる故に、病と云ふ形にあらはれるのだと断じ、転じて甘露臺の話、ちば親里の理に及び更にその頃五月以床ふしんにかゝつてゐた甘露臺の石段の寸法にふれ、「甘露臺数十三創立スル所、明治十四年五月ヨリ本日迄二臺出来上り有之云々」と話されて居ります。而して、「私共二於テハ参詣人ニ對シ前記老母みき被申候義ヲ咄致候而已ニテ祈祷許願様ハ決シテ仕間敷候」と申されてゐます。つまり私達はお話は取次ぐが、祈祷等はしませんとの意味らしく、祈祷とは、おふでさき中にも禁じられてゐますが、又警察の方でも問題であつたものと思はれます。

が何れにもせよ、罪科の告白と言ふよりも、匂ひがけ話と感ずる方が強い手續書であります。（『ひとことはなし』P98. 中山正善. 1936）

此の手續上申書に於て、「然ルニ右詰中老母みきヨリ兼テ被申候二者」とある以下に書かれてゐる所に、我々は貴重な教理の要点を見出すことが出来る。即ちそこには、天啓のこと、十柱の神の御守護の中、特に六柱の神の御守護の説き分け、及八つのほこり、「かしまのかりもの」のこと、「かんろだい」のこと、「ちば」のこと等々があらまし述べられてゐる。

（『復元4号』P6. 諸井慶徳. 1947）

「罪科の告白と言ふよりも、匂ひがけ話と感ずる方が強い手續書」という中山正善氏の感想に大変興味を感じます。

明治14年には、二つの手續書に「八つのほこり」が書かれ「こふき話」にも「八つほこり」が出てきます。

また、明治14年に秀司が、翌15年、まつゑ、16年良治郎が亡くなっています。

【次ページの解説】

「にくい、うらみ、はらだち」は被害者の心づかいで根源的な悪を正すということをぼかすのに役立ってしまっているという説です。「おふでさき」にある五つとは違う意味の言葉をそこに入れることで、「ほこり」全体の意味内容を変えたということです。

被害者の心遣いと加害者の心遣い

仏教に三毒という言葉があります。貪欲と瞋恚と愚痴の三つを言うわけです。／ 瞋恚というのは怒りです。欲深や愚かなことで苦しむ場合もありますけれども、何と云っても、キューッと怒りがこみ上げ、ものも言えずブルブルふるえて心臓まで悪くするのがこの腹立ちなのです。／ 教祖の教えられた五つの「ほこり」というのは、わが身思案の人間ができてしまう考え方で、日本の家父長制道徳を教えられれば教えられるほど、人を支配し苦しめることをいいことのように思い込んでしまう、そういう心遣いを戒められたのです。

ところが「にくい」「うらみ」「はらだち」というこの三つは、**教祖が教えたのではなしに、明治十四年、丹波市分署に天理教の教えとはどういうものか届けたときに、「八つのほこり」として「にくい」「うらみ」「はらだち」の三つがつけ加わって書かれていたのです。**これは周りの人が説いたものなのです。／ そしてこの三つは、仏教の三毒の一つである瞋恚にぴったり当てはまるのです。／ 教祖の時代には、全員がお寺に住民登録して、坊さんのお説教を聞かなければならなかったもので、皆この話を聞いていたわけです。誰しものがいけないことと思っていたものにこの瞋恚という言葉があったのです。／ 瞋恚の炎（ほむら） — 炎の燃え立つような激しい怒り、恨み、憎しみと書かれていまして、これは「にくい」「うらみ」「はらだち」のことなのです。／ この恨みということについて広辞苑で調べてみました。恨みとは「他からの仕打ちを不当と思いながら、その気持ちをはかりかね、また仕返しもできず、忘れずに心にかけている意」と出ているのです。

これを読みましたとき私はびっくりしたのです。／ 教祖の教えられた五つの「ほこり」というのは、気がつかずに人の苦しむようなことをしてしまう、加害者をつくり出してしまふんですよと御注意下さった説き分けなのです。／ ところが明らかに不当な仕打ちを人から受けて、それで仕返しもできない、忘れることもできないで、納得もできずにウウウッと心にこもるその激しい**憎しみ、恨み、腹立ち、これが「ほこり」なのだということになってまいりますと、これは被害者の心遣い**なのです。／ つまり教祖が説かれたほうは、気がつかずに人を苦しめてはいけないよという反省として教えられたのです。

「をしい」「ほしい」「かわいい」「よく」「こうまん」この五つで、ふるえてものも言えません ごはんも食べられませんというようなことはないのです。／ ところが、周りのお弟子さんたちがくっつけた三つ—「にくい」「うらみ」「はらだち」のほうは、みんなそうになってしまうのです。／ ものも言えません、消化もできません、心臓も悪くなるし、考える力もなくなってしまふ。こんなときに人を殺したり殺されたりしてしまうのです。／ それほど安らぎを失わせてしまうのがこの「にくい」「うらみ」「はらだち」なのですが、これはどちらかと言うと、しかけられた人間の側の心なのです。／ **この三つがつけ加わることによって、加害者の反省として教祖が教えられたにもかかわらず、喜べないことすべてがこういう悪い心遣いなんですと言いまして、教育批判とか根源的な悪を正すという鋭さ激しさをほかすのに役立ってしまったのです。**／ つまり被害者の気持ちまで数えての八つということになると、どうしてもぼけてしまうわけで、**従って弾圧を受けないで済むという性質があった**わけです。（「ほんあづま199号」P11. 198）**14**

変化する八島氏の主張—三つは「ほこり」以上の「あしき」

陽気づくめに、何もかも違わんように暮らしていれば言うことではないと言われ、「ちがいあるなら」と言われた、違いとは一体何がもたらすのでしょうか。この世界を乱すもの、陽気づくめを乱すもの、これは何かと言った時に、「あしき」を教えられたのです。お道であしきと言えば、〈一れつにあしきとゆうてないけれど 一寸のほこりがついたゆへなり 1号53〉と、ほこりが最初に出て来ます。あしきの原因はほこりなのです。そのほこりは解り難く、気が付かないうちに調和を乱し、人の幸せ、陽気づくめを壊すものであると言われているのです。それと並んで教えられているのは、あしきと気付きながら利益のために行なってしまう嘘です。次にあしきと気付きながら上にひどい目に合わされるから、いけないことだと思いながら、やらされてしまう追従だというのです。／ ほこり・ついしょ・うそがおふでさきにでてくるあしきなのです。この基本はほこりにあるわけです。それについておふでさきでは、〈このみちハをしいほしいとかはいと よくとこふまんこれがほこりや 3号96〉と、五つのほこりを説いているのです。おさしづに八つのほこりを説くという言葉が出て来ますが、ずっと後の言葉です。おふでさきでは五つです。八つのほこりのうちでおふでさきにはないのは、にくい・うらみ・はらだちという心使いで、誰でも悪と知っているものです。他人に大きな影響を及ぼすのは、五つの方で気が付かないあしきなのです。(ほんあづま219号P11. 1987)

『おふでさき』三号で君主制道德の代表的なほこりを五つ出していますが、ほこりというのは真理を知らない無知の通り違いで千にも万にも説き分けられていると昔の教義書には書いてありました。私らが別席の時にあった「信者の栞」にさえも書いてありました。／ それを知っていて悪しきも小さければほこりと言っているのではないのです。憎い、恨み、腹立ちは誰が考えても悪です。小さければほこりになるとは言えません。これを入れて八つのほこりを説いたのは山澤良治郎始めその子孫の為造たちが全教団に押し付けたものです。／ 昭和になって『おさしづ』を編纂するときに神様の言葉として八つのほこりを説いたというのはほとんどない間違いです。憎い、恨み、腹立ちなどは誰が考えても悪しきです。無知ゆえの悪しきではありません。ほこりと言うのは悪しきと気付かない悪しきのことです。(「ほんあづま465号」P16. 2007)

八島氏は1986年に天理教団を離脱〔罷免〕しています。離脱したのだからより自由に発言できるかといえ、それはどうも違うようです。八島氏の支持者はほぼ天理教関係者です。離脱した人を支持し続けるというのは大きなハードルです。その時に、天理教の基本教理である「八つのほこり」について違う説を主張することはさらにハードルを高くします。

それゆえにか、「にくい、うらみ、はらだち、を加えて、これが即ち八埃である。蓋し、これは人間の悪心を誘導する根本である」という『おふでさき註釈』と同じ説に変わっていきます。

80歳ころに書かれた「465号」では、ひどく混乱して、何を言いたいのかが不明なような文になっています。

天理教の信仰者にとって、教祖と飯降伊蔵に入り込んだ神は同一であることが前提になっています。だから八島氏はおふでさきでは五つ、おさしづでは八つということ合理的に解釈する必要が出て来て、このような文になったと考えられます。

沢井勇一氏は「八つのほこり」が出ている「こふき話」を原典に加えることで、「『おふでさき』は五つ」という問題を解決しようとしています。ただ、「こふき話」について教祖は「“それでよい”と仰せにならなかった」ということが伝えられており、決め手にはなりません。

【『おふでさきを読む』 沢井勇一著 道友社 1998 P52～54】

「こふき話」は、原典のなかにいれていません。けれども、二代真柱様は、一中略「天理教教義における言語的展開の諸形態」一中略という論文を発表されました。そのなかで、「こふき話」を、きちっと位置づけて説明されています。ですから、「こふき話」を三つの原典にくわえて理解させていただこう、と思います。／ このように、「こふき話」を位置づけてみると、なるほどと、はっきりみえてくる場所があります。「おふでさき」の第三号96のおうたには、「ほこり」のおさとしがあります。

なにゝてもやまいとゆうてさらになし 心ちがいのみちがあるから 三 95
このみちハをしいほしいとかハイと よくとこふまんこれがほこりや 三 96

と書かれています。ここには、「ほこり」は五つでてくるだけです。「をしいほしいとかハイとよくとこふまん」で、「これがほこりや」といわれます。ところが、「八つのほこり」として教えていただいています。

一中略 / という、その「八つのほこり」については、どこにでてくるのか、ということになります。おやさまは、やはり、直接、じかにお仕込みくださっています。その証拠としての記録が、「こふき話」のなかに登場します。「こふき話十四年本説話体喜多本」をひきますと、

コ、ロチカイノ道ガアル。コノチガイ、ホコリニタトエテモウスナラ、ホシイ、ヲシイ、カハイ、ニクイ、ウラメシヤ、ハラダチヤ、ヨクトコウマン、コレハツノホコリナリ。（中山正善「こふきの研究」九八ページ）

と書かれています。／ いまここで、「ほこり」を例にあげましたけれども、「おふでさき」の第三号96の前後のおうたと、「こふき話」のなかの、その個所、「おさしづ」のおさとしというものを、つなぎあわせてみると、「ほこり」のおはなしのストーリーというものが、はっきりとうかびあがってきます。

「こふき本」については「“それでよい”と仰せにならなかった」という教祖が言葉が伝えられている

沢井氏は「八つのほこり」について「こふき話十四年本説話体喜多本」を引用しています。「こふき14年本」にはこのほかに「和歌体14年本(山澤本)」と「説話体14年本」があります。「和歌体本」には「八つのほこり」が出てきますが、「説話体手元本」にはありません。「こふき本」の研究は『こふきの研究』の他はほとんどありません。

「和歌体14年本
(山澤本)」

- 109、 にんげんにやまいとゆうてなけねども こゝろちがいのみちがあるゆへ
110、 このみちハぶんぶ (凡夫?) こゝろに八ツあり ほしいをしいとかはいにくいと
111、 うらめしとはらだちよくとこふまんと これが八ツのこゝろちがいや (『こふきの研究』 P68)

元来、その最大の問題は、教祖は“こふき”を作れと御命じになった。山澤氏が筆を執ってお目にかけてが、それでよい、とは御受納にはならなかった — と申し伝えられています。その点から考えますと、仮令、良助筆十四年本が探ね得た最古の“こふき”話であったにしろ、それが“こふき”話の基準であり、本末の姿であるとは断じ得ないのであります。それは一つの試作とは考えられるが、教祖のもとめられる“こふき”であるとは、申し得ないのであります。又、“それでよい”と仰せにならなかった点が、その何れにあったのかも不明でありますので、お話全体が間違っているのか、部分的に思召に叶わなかった点があるのか、それも不明なのであります。(『こふきの研究』 P10. 中山正善. 1957)

おふでさきのお筆を止められた頃から、教祖は繰り返し繰り返し側近の信心深い人々に話して聞かされたのは、後に所謂『こふき話』と言われる人間始まり出しの物語であった。これは前述のつとめ、特にかぐらづとめの所以を明らかにする為に語られたものであるが、そこには人間世界の始元が語られていると共にその理に根ざして、その救済の教が開示されたことが教えられるものである。この『こふき話』は本来書きものとして示されたものではない。物語として特に取次の人を仕込む上から、じゅんじゅんと理を話しきかされたものである。然も教祖は、その話を心にそのまましっかりと畳み込み、憶え込んでしまうことを主眼とされ、必ずしもその場で書きうつすことを望まれなかった。「こふき」をつくれ、とのお言葉ではあったが、さればと言って、或る人が書き写しを作成して教祖にお見せした所、それで結構だと仰せにならなかったとも伝えられる。これ等は何れも味わうべきことであろう。即ち徒らに語句や言葉の表面にとらわれずに、その中にこめられている意味こそ、体感を以て悟り取るべきことを促されたのであろう。(『陽気ぐらし』 P38. 中山正善. 1977. ※引用文は1960年発表)17

最初に提示した「『ほこり』が出てくる天理教の初期文献」について、教祖存命中の4種についてはここまでその問題点を考えてきました。教祖が身を隠された後の3種については、その当時「八つのほこり」が天理教の教理としてほぼ確定していたことを示しているといえるかと思えます。

【明治7年おふでさき】⇒ 教祖直筆だが、五つしか書かれていない。

【明治14年「こふき話十四年本説話体喜多本」・「14年和歌体山澤本」】⇒ 教祖は「“それでよい”と仰せにならなかった」

【明治14年9月18日「就御尋手続上申書」山澤良治郎】⇒ 匂ひがけ話と感ずる方が強い手続書

【明治14年10月8日「手続書」中山みき名義】⇒ 教祖直筆とは認め難い。

【明治23年1月13日夜「おさしづ」】⇒ 明治23年段階で「八つの埃」を本席も認めていた。

【明治26年『天輪王辯妄』(羽田文明著・法蔵館)天理教に対する反対文書】⇒ 教外者も「八つの埃」を教理と認識していた。

【明治32年7月23日「おさしづ」】⇒ 明治32年段階で「八つの埃」を教理として本席も認めていた。

また、存命中の4種とそれに対する研究者の考察から言える事は以下のようなことです。

◎明治7年おふでさきには、五つしか書かれていない。

◎明治14年作の「こふき話」、警察に提出された手続書等には現在の八つが書かれている。

◎おふでさきの五つと現行の八つの違いは、憎(にくい)、恨(うらみ)、腹立(はらたち)が入っているかどうかである。

◎五つに入っていない三つの共通点は被害者の心遣いであるということ。

では、「おふでさき」にない「憎い、恨み、腹立」が「八つのほこり」に入った理由を次に考えてみましょう。

「おふでさき」と「こふき」の五つと八つの違いを、「高山の説教(三条の教則の説教)」からの影響がある可能性を指摘している。

『『十柱の神』考(その二)―大教宣布運動とのかかわりに注目して(早坂正章著)』は、三条の教則説教で行われた話の中に「欲しひ」「惜ひ」「憎ひ」「可愛」「腹立」の心遣いが出て来ていて、明治6年11月に中山家の屋敷内で行われた三条の教則説教と「おふでさき」3号の「ほこり」との関連を問題にしています。「おふでさき」では説教の中の「憎ひ」と「腹立」が抜かれ、「よく」「こうまん」が足されているわけです。これは教祖の明確な意志がそこに存在していると思われます。

【「『十柱の神』考(その二)―大教宣布運動とのかかわりに注目して(早坂正章著)』『天理教学研究37(1999)』】
ところで、大教宣布運動の中で教導職の説教に用いたとみられる教本の一つに『説教通話』(宇喜多練要著、京都四書房梓、明治六年十月発兌)という文書がある。説教聴聞の者と説教師との質擬応答の形式で道理を説いているが、全七章からなるその冒頭の「第一 敬神の実際ハ正直の力行を以て其職を効すにある話」の中に、次のような記述がみられる。／ 中略 ／
併御説教聴聞の間か又は存じもよらぬ貨殖(かねもう)けの註文を聞きました時は眞実敬神の心になりまして是が神さまの御加護じや功德じやと存じ込みます、さりなから欲しひか惜ひか憎ひか可愛か腹の立ときハ諷張(さっぱり)忘れて仕舞ます何卒貲産(すきわい)の事件に拘りても敬神を忘失ぬやうに御説得の御講究を希ひ奉ります・・・・・・・・(六頁) 〈傍線早坂〉とある。

この種の説教が教導職によってどの程度一般に行われていたのかは今のところ不明であるが、ここに言われた「欲しひ」「惜ひ」「憎ひ」「可愛」「腹立」の心遣いは、「八つの埃」の中の五つに該当しており、注目される記述である。／ 「八つの埃」の内容が「おふでさき」によって具体的に示されたのは、次のお歌においてである。／
このみちハをしいほしいとかはいと よくとこふまんこれがほこりや 三号九六 〈傍線早坂〉／ ここには、「にくい」「うらみ」「はらだち」はないが五つまで挙げられている。「おふでさき」第三号が、明治七年一月より御執筆という点に注目した時、「八つの埃」の教えも「十柱の神」と同じく、一つには大教宣布運動との関わりが憶測されるが、この問題については後の課題としたい。

『おふでさき』3号は明治6年新暦11月頃から書かれ始められます。問題の96は、109に「このものを四ねんいせんにむかいとり」とあり、「このもの」とは明治3年に亡くなったお秀で「4年以前(※数えで)」とあるので、109より前の96も陰暦の明治6年中に書かれています。

明治6年11月4日に、お屋敷(庄屋敷村戸長仲山秀治宅)で、石上神社の教導職によって「三条の教則」の内容を国民に徹底させるための説教が150名の聴衆を集めおこなわれたという記録が天理図書館収蔵史料の『明治七年七月／巡回説教聴衆扣／石上神社』にあります。

〔三号1 このたびハもんのうちよりたちものを はやくいそいでとりはらいせよ〕とは、「みかぐらうた」や「おふでさき」で、「ふしん」という言葉が、実際の建築物を建てることではなく、陽気づくめ世界の建設という心の問題であるように、ここでも、実際の建造物を撤去せよということではなく、そこで行われた話の内容を取り払えということであると考えられます。

その三条の教則説教の中で「欲しひか惜ひか憎ひか可愛か腹の立とき」といった内容が語れていました。また、教則説教を担ったのは神官僧侶で、僧侶の話の中には当然仏教の話も入っていたと思われ、そこでされる「ほこり」類似の話に対して「このみちハ」と前置きして書かれたのが96のお歌です。

- 3号92. このよふハにぎハしくらしいるけれどもをしりたるものハないので
93. このもとをくハしくしりた事ならバやまいのをこる事わないのに
94. なにもかもしらずにくらすこの子共神のめへにハいぢらき事
95. なにゝてもやまいとゆうてさらになし心ちがいのみちがあるから
96. このみちハをしいほしいとかハいとよくとこふまんこれがほこりや
97. このよふのになけんハみな神のこや神のゆう事しかとききわけ

『おふでさき』3号の執筆は明治6年新暦11月下旬から

「おふでさき三号」は、その表紙に「明治七年戌年一月ヨリ」とあります。これは、前年、明治6年に改暦された陽暦で、陰暦では、明治六年11月13日です。

ところで、この3号には、明治七年六月十八日(陰暦五月五日)、教祖が前川家へ神楽面を取りに行った時、「おふでさき」4号と共に差し出されたものがあります。これは外冊と呼ばれて、1から47までのお歌が記されており、その何ヶ所かに、日付が書かれています。この日付は、教祖ご自身が書かれたもので、陰暦です。日付は、5番のお歌の右上に、「十月三日」とあるのが最初で、42番のお歌のところに「十八日」とあるのが最後です。この「十月三日」は、明治6年で、陽暦では、11月22日になります。三号の表紙には、「一月」とありますが、実際に書き始められたのは、前年の新暦11月下旬からです。

No.	戒	戒相（抄）
1	殺戒	いかなる生き物でも、これを故意に殺傷してはならない。他人に行わせてもならない。
2	盜戒	一草であっても、与えられていない物を盗んではならない。他人に行わせてもならない。
3	淫戒	相手を問わず、いかなる性行為も行ってはならない。他人に行わせてもならない。
4	妄語戒	「禪定を得た」・「聖者の境地に達した」と虚言してはならない。他人に行わせてもならない。
5	酤酒戒	酒を販売してはならない（酤は「売る」の意味）。他人に行わせてもならない。
6	說過戒	仏弟子の罪過をあげつらってはならない。他人に行わせてもならない。
7	自讚毀他戒	自身の徳を賞讃して、他者を謗〔そし〕ってはならない。他人に行わせてもならない。
8	故慳戒	いかなる物（財施・法施）でも物惜しみしてはならない。他人に行わせてもならない。
9	故瞋戒	殊更に怒り、それを悔いないことがあってはならない。他人に行わせてもならない。
10	謗三宝戒	いかなる場合でも、三宝を謗ってはならない。他人に行わせてもならない。

仏教の「十重禁戒」の中に、「故瞋戒」というのがあって、「『瞋』は怒ること。憎しみをいだいてはいけない。人を恨んでもいけない（『儒教・仏教・道教』）」と解説が付けられています。ここから僧侶の説教の中に「腹立ち（怒り）」を戒める話が出て来たのでしょうか。ただ、怒る理由も問わずに、戒めるというのはどんなものなのでしょうか。

そもそも梵網經は中国で作られた偽經の疑いが大きいということも考えねばならないと思います。

梵網經

中国で成立した《盧舍那仏説菩薩心地戒品第十》の略称。2巻。クマーラジーバ(鳩摩羅什)の訳とされるが、〈孝を名づけて戒となす〉など、中国的発想が随所に見え、5世紀の劉宋期に**中国で撰述された偽經の疑いが大きい**。本經の特徴は、10重戒、48輕戒という大乘菩薩戒にあり、父母、師僧、三宝に対する孝順を強調する在家戒はとくに注目される。したがって、中国、日本の仏教で重要視され、天台智顛（ちぎ）の《菩薩戒義疏》をはじめ、多くの注釈がつくられた。（平凡社世界大百科事典 第2版）

第九の「瞋」は怒ること。憎しみをいだいてはいけない。人を恨んでもいけない。（『儒教・仏教・道教』菊池章太.P37.2008）

『おふでさき』中の「にくい、恨み、腹立ち」の表現

教祖の教えの中の「うらみ」

『おふでさき』における「うらみ」の用例

6号は明治7年の暮れに書かれたもので、簡単な人間創造神話があつて(29~49)、「神」から「月日」へ教祖の神の呼称を変えています(50, 51)。

その後に出てくるのがこの一連のお歌で、「大社高山」に対する宣戦布告のような内容です。

明治6年末から書かれ始めた3~11号の一連のお歌は明治8年にこかんの死をもって終わり、12号は明治9年3月からその主要部分が書かれています。教祖の言動に対して周囲の者が同意しないことに対して、教祖の言うことは神の言葉であることを言われたものか。教祖の言動について周囲の者が恨みに思っているということか。

うらむ【恨む・怨む・憾む】相手の仕打ちに対する不快・不満の気持を、その人に対していつまでも持ち続ける。(『岩波国語辞典』)

十下り 七ツ なんぎするのこゝろから わがみうらみであるほどに

6号

50. このよふのしんじつの神月日なり あとなるわみなどふぐなるそや
51. にんけんをはぢめよふとてたん／＼と よせてつこふたこれに神なを
88. 月日よりたん／＼心つくしきり そのゆへなるのにんけんである
89. それしらす今のところハ高山ハ みなはばかりてまゝにしている
90. この月日大一これがさんねんな どんなかやしをするやしれんで
91. このせかい山ぐゑなそもかみなりも ぢしんをふかぜ月日いふく
92. どのよふなたいしや高山ゆたんしな なんとき月日とんてゑるやら
93. 一れつハみな／＼わがみきをつけよ 月日ゑんりよわさらにないぞや
94. なにもかもせへいゝバいにことわりて それからかゝる月日しことを
95. とのよふな事もうらみにをもうなよ みなめへ／＼のみうらみである

12号

67. いまなるの月日のをもう事なるわ くちわにんけん心月日や
68. しかときけくちハ月日がみなかりて 心ハ月日みなかしている
69. こればかりうらみあるならとのよふな 事も月日かみなかやすてな
70. どのよふな事をゆうのもみな月日 にんけん心さらにまぜんで

13号は明治10年の執筆です。そのころに秀司は薬味を調整したとかの理由で警察に拘留されています。また、湯銭の収入記録があるところから、湯屋を営んでいたようです。その営業許可を得るのは明治11年なので明治10年の時は無許可です。

13号には

45.高山にくらしているもたにそこに

くらしているもをなしたまひい

46.それよりもたん／＼つかうどふぐわな

みな月日よりかしのなるぞ

47.それしらすみなにんけんの心でわ

なんとたかびくあるとをもふて

があります。これについて、稿本教祖伝には、「骨肉互に鎬(しのぎ)を削るの愚を嘆かれ、親神の望みは、兄弟和樂の平和にあり、かんろだいのつとめは世界の平和を願うつとめである、と教えられた。」とあります。

秀司の行動と教祖の教えのギャップが「人をうらみなハがみうらみや」という言葉に表現されたのでしょうか。

13

号103. 月日にお大一これをたすけたさ

そこでどのよな事もゆうのや

104. なんにもかも月日いかほどくどいても

まことにきいてくれるものなし

105. それゆへに月日のさねんりいふくが

山へつもりかさなりてある

106. いまゝでお月日きたらんそれゆへに

ぢいとしていた事であれとも

107. このたびわもふひがつんであるからな

とんなしごともはやくかゝるで

108. このさきわどのよなみちがあるととも

人をうらみなハがみうらみや

109. このはなしとこの事ともゆへんてな

高山にてもたにそこまでも

110. どのよふな事をゆうのもたすけたさ

そこにいる／＼くどきつめたで

16号は明治14年執筆です。明治14年4月8日(陰暦3月10日)に秀司が亡くなっています。その直後あたりから書かれたものでしょうか。

19. このところとめる心でくるならば そのまゝとこい月日でるやら

20. てるのもなどんな事やらしろまいな 月日むかいにでるでしよちせ
「月日むかいにでる」とは「死」を表現していると思われます。秀司がしていた仕事はその妻まつゑと山澤良治郎が継いでいきます。それに対する言葉でしょうか。まつゑは明治15年に、良治郎は16年に亡くなっています。

17号は明治15年執筆です。15年5月12日には2段まで出来ていたかんろだいの石が警察によって没収されています。

38. それをばななにもしらさるこ共にな とりはらハれたこのさねんわなとあります。

まつゑの死は15年11月10日ですから、教祖がこれを書いていた時にはまだ生きていたと思われます。

25. いまゝでハとのよな事もきいてきた このたびこそわざねんはらすで

26. このはらしとふゆう事にをもうかな なんどきどこでしりぞくやらな

27. これまでのながいどふちうこのざねん 一寸の事でハないとをもゑよと記されたのは、まつゑに対する教祖の「ざねん(うらみ)」が表出しているようにも思えます。

しかし、その「ざねん」はまつゑにとってみれば「死(しりぞく)」を導くことになってしまうのですが、その結果はまつゑ自身がしたこと、教祖を恨まないでよということでしょうか。

16号

29. けふの日ハとのよな事もきいている
なんどきもんくかわる事やら

30. とのよふな事がありてもうらみなよ
みなめゑ／＼にする事やでな

31. 月日にわみな一れつハわが子なり
かハいいゝはいをもていれども

32. めへ／＼にする事ばかりせひハない
そこでちいくりみているのやで

17号

59. このざねん一寸の事でハないほどに
どんなかやしを月日するやら

60. どのよふな事がありてもうらみなよ
みなめゑ／＼にしてをいたのや

61. このさきハせかへぢううハとこまでも
高山にてもたにそこまでも

62. これからハせかい一れつたん／＼と
むねのそふちをするとをもへよ

63. このそふぢなんとをもうぞみなのもの
神の心をたれもしろまい

64. 月日にハどんなざねんがあるととも
いまゝでぢいとみゆるしていた

教祖の教えの中の「にくい」「はらだち」

にくいー「おふでさき」では(にくい)という感情は「ざねんりいふく」で表現されています。

「おふでさき」には、「立腹」を含むおうたが18首あります。人間が「立腹」することは「ほこり」で、「神」が「立腹」することはいいのかという素朴な疑問が起こります。

2号11は、辻忠作の妹くらの気の間違いについていわれたものと一般に解釈されていますが、前後のおうたからは「のぼせかんとてき」しているのは教祖であると思われます。また、15号13の「はらがはぢけた」のも教祖が我慢の限界を越えてしまったということでしょうか。

にくい【憎い】（好意を無にされたり心を傷つけられたりして）やっつけてやりたいほど不快だ。イ.しゃくにさわるほど気に入くない。ロ.しゃくにさわるほど、あっぱれた。「岩波国語辞典」

- 1-25. やまいとてせかいなみでハないほどに 神のりいふくいまぞあらわす
 1-32. このあしハやまいとゆうているけれど やまいでハない神のりいふく
 1-33. りいふくも一寸の事でハないほどに つもりかさなりゆへの事なり
 1-34. りいふくもなにゆへなるどゆうならハ あくじがのかんゆへの事なり
 2-32. とふぢんがにほんのぢいゝ入こんで まゝにするのが神のりいふく
 2-43. なにもかもごふよくつくしそのゆへハ 神のりいふくみへてくるぞや
 3-57. 高山のしんのはしらハとふじんや これが大一神のりいふく
 5-3. このよふはいかほどハがみをもふても かみのりいふくこれハかなはん
 5-20. このさはりてびきいけんもりいふくも みなめへへにしやんしてみよ
 5-22. どのよふにいけんりいふくゆうたとて これたすけんとさらにゆへんで
 6-71. しんちづの月日りいふくさんねんわ よいなる事でないとをもゑよ
 6-91. このせかい山ぐゑなそもかみなりも ぢしんをふかぜ月日りいふく
 8-58. かみなりもぢしんをふかぜ水つきも これわ月日のざねんりいふく
 12-87. なんどきにとのよな事をきいたとて これ八月日のざねんりいふく
 13-35. このさき八月日のざねんりいふくを みなはらすでなこれがしよちか
 13-36. 月日にもざねんりいふくはらしたら あとハめづらしみちをつけるで
 13-105. それゆへに月日のざねんりいふくが 山へつもりかさなりてある
 16-52. けふの日の神のさんねんりいふくわ よいなる事でないとをもゑよ
 〈参考〉
 2-11. 一寸はなしのぼせかんとてきゆうている やまいでハない神のせきこみ
 15-13. さあけふ八月日のはらがはぢけたで しかゑていたる事であれとも

「腹立ち」を禁止した組織 ーヤマギシ会の組織員管理システムー

ヤマギシ会という農事組合法人があります。2013年時点で、年間売上高は約66億円、全国26拠点に約1500人のメンバーがいるそうです。この法人は1990年代にはデパートなどにも販路も持ち、車に農業生産物などを積んで住宅地で直接販売をするなど社会的にも知られる存在になっていました。その生産物は安全食品、自然食品ということで人気があったのです。

ところが実態は化学肥料を多用し、製造年月日を書き換えているなどの事例が発覚し、また、組合から脱退するときに、寄付した財産が返還されないことについての訴訟が起こされるなどして、この組合の実態はカルトに近い組織であることが分かってきました。

現在は訴訟で敗訴するなどしたため、脱退時には寄付された財産を一定の割合で返還するなどのルールに変更されて運営されているようです。

この組織では入会するときに「ヤマギシズム特別講習研鑽会(特講)」を受講することになっていて、ルール変更される以前から行われ、現在も続いているようです。特講の主になる中身に「怒り研」と呼ばれるものがあります(「怒り研」が現在も行われているかどうかは不明です)。これは「怒り(腹立ち)」はなぜ起こるのかを皆で考えるというもので、最後に「腹が立たなくなる」状況、心の姿勢に誘導するというものです。そしてこの「特講」を修了した者に組織に加入する資格が与えられます。

「腹を立て」なくなった人間によって組織運営される集団とはどのようなものか、ということは「はらだち」をほこりに入れている天理教という組織を考える上でも参考になるかと思えます。

また、ヤマギシ会では、活動拠点に新しい会員や部外者が訪れる時に「お帰りなさい」とあいさつするようです。どうもヤマギシ会は天理教の教理、組織運営をまねているようでもあります。

ヤマギシ会の理念と活動



三重県津市にあるヤマギシ会で最も大きい実顕地。立派な建物が何棟も建っている。生産物の直売店がある。



ヤマギシズム社会実顕地は、ヤマギシズム理念を実生活の全生活面で顕現していこうとしているところの生活体です。このヤマギシズム理念は、故山岸巳代蔵氏によって提案され、これまで多くの人々が同調共鳴したもので、実顕地生活は、この理念に基づいて編み出された生活様式の一つです。

特講とは、ヤマギシズム特別講習研鑽会（けんさんかい）の略称で、日常生活を離れて参加者全員が寝食を共にしながら、愉快地楽しく語り合う六泊七日の合宿形式での研鑽会です。

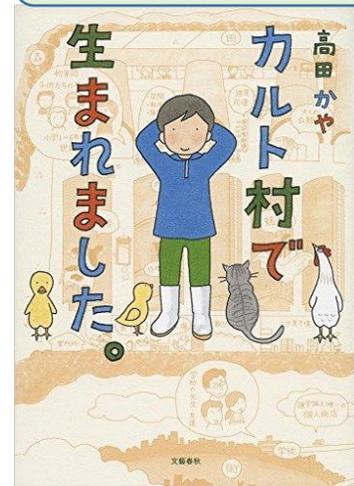
ヤマギシ会のHPより



豊里実顕地

カルト村と表現されたヤマギシ会

数年前に『カルト村で生まれました』とその続編『さよなら、カルト村』という本が出版されました。この2冊はヤマギシ会の村で19歳(1999年)まで過ごした女性がその体験を記したものです。下はその本の紹介文です。子供の目から見た村の様子が分かります。村に学校はないので、小中学生は村外の公立学校へ通います。朝5時半に起きて労働をして朝食を食べずに学校へ行くわけですから、お腹が空きます。それで通学路の道端に生えている食べられる野草を口に入れるというような話が出てきます(現在は学校へ行く子供は朝食を食べらえるとのこと)。何がこのような村を生み出したのでしょうか。



2016/2/12 発売 文藝春秋

「所有のない社会」を目指す「カルト村」で生まれ、19歳のときに自分の意志で村を出た著者が、両親と離され、労働、空腹、体罰が当たり前前の暮らしを送っていた少女時代を回想して描いた「実録コミックエッセイ」。

〈カルト村ってどんなところ?〉

●大人と子供の生活空間が別々 ●朝5時半起床で労働 ●布団は2人で1組 ●食事は昼と夜のみ ●卵ミルクを飲ませられる ●お小遣いはもらえない ●すべてのモノが共有で、服もお下がり ●男子は丸刈り、女子はショートカット ●ビンタ、正座、食事抜きなど体罰は当たり前 ●手紙は検閲される ●テレビは「日本昔ばなし」のみ ●漫画は禁止、ペットも飼えない ●自然はいっぱい。探検など外遊びは楽しい♪

「お金の心配しないで、言われたことだけやれば良いんだもん。楽し私はずっと村にいるよ」

◎「所有のない社会」を目指す「カルト村」で生まれ、過酷な労働や理不尽な掟に縛られた村の暮らしを受け入れて育ってきた著者は、なぜ自ら村を出たのか? 村で過ごした13歳から19歳までの青春期を描き、当時のマスコミを騒がせた村の実態に迫る、衝撃の実録コミックエッセイ。

◎「その後の話が読みたい!」の声が殺到した話題作『カルト村で生まれました。』の続編。前作よりすごい、驚愕のエピソードが満載!

◎思春期をむかえた村の子の毎日(音楽、男女交際、一般の本を読むことは禁止。男子の部屋も女子が掃除!)

◎「個別ミーティング」や内容を大人にチェックされる「日記」など、思想をコントロールする村独自の新たなシステムがスタート。

◎結婚相手は年の離れたおじさん!? 村の「調整結婚」とは?

◎高校へは行けず、朝6時から畑仕事や鶏の解体など厳しい労働の毎日。



2017/1/30 発売 文藝春秋

入村(参画)に際し、身体を含むすべての財産をヤマギシ会にゆだねさせる仕組みと同様の例を、日本の歴史の中に見出すことができます。それは昭和11年に作成された内務省資料、「天理教の教義と搾取」が記す天理教の実態です。

《参画請願書

「私は、此の度、最も正しくヤマギシズム生活を営むため、本調正機関に参画致します。ついては、左記物件、有形、無形財、及び権益の一切を、権利書、証書、添付の上、ヤマギシズム生活実蹟地調正機関に無条件委任致します。

一、本財 身、命、知、能、力、技、実験資料の一切

一、雑財 田畑,山林,家,屋敷,不動産の一切、現金,預金,借入金,有価証券,及び権益,位階,役職,職権等の一切

一、しかる上は、権利主張、返還要求等、一切申しません。

一、以後、私は調正機関の公意により行動し物財は如何様に使用されても結構です。

一、調正機関の指定する研鑽学校へは何時でも無期限入学致します」 >> (『洗脳の樂園』 P250. 洋泉社版. 1997)

内務省警保局史料 天理教の教義と搾取 (昭和11年)

天理教の搾取 第一、はしがき

「屋敷を掃ろうて田売りたまへ天手古舞の命」とか又「屋敷を掃うて立退きたまえテンツルテンの命」とか俗間によく言われるのは、天理教の「みかぐらうた」冒頭にある「悪しきを掃うて助け給へ天理王命」の章句をもちったもので、同教信者が骨の髄まで搾り取られて零落し行く悲惨な状を嘲笑風刺したものであるが、皮肉にも又よく実相をとらえた言葉である。祖先伝来の田地田畑から、家財道具、家屋敷にいたるまで悉くこれを売り払って、天理王命=天理教御本部に運びつくした無一物の信者は、最早天理教を離れては生活出来ない。止む無く教会入りをして「御道の人」となり、教会の雑用などをして一生を終える。その中での少し気の利いたものは何とかして教師の資格を得て「にほいかけ」いくらかの信者を得ては小やかな宣教所を造り、自分が引っかかってきた、同じような手段で人々に働きかけては搾取し、その搾取によって宣教所から支教会、次いで分教会へと言うように教会所を漸次昇格して搾取の範囲を拡大し、本部に忠勤を擧いで中教会にまでもデッチ上げ本部の役員とでもなれば先ずは成功といふところ。

天理教発展の過程は巧妙にして悪辣なる伝統的搾取の連鎖に外ならない。天理教の教義と行事は、搾取せんがために出来ていると言っても敢て過言ではなく、事実教義の解釈と運営、一切の教説、用語は皆この目的のために働いている。更にその教会組織は上下の関係を宗教的結帯を以って緊密に結び付けて 強固なる統制を保ち、同時にその間に自由競争を盛んならしめて信者からの搾取と布教戦線へ死に物狂いに突進せしめ・・・

ヤマギシズム特別講習研鑽会(特講)で行われる研鑽の一つに「怒り研」と呼ばれるものがあります。これはなぜ腹が立つのかというテーマで研鑽が行われ、最後に「もう腹が立ちません」という状況に持っていくものです。それは「怒りという不健全な感情は、自己中心的で非論理的な思考から生まれてくる」という考え方を受講者に植えつけることが目的のようです。

《 ヤマギシズム特別講習研鑽会(特講) ① (『カルト資本主義』斎藤貴男.1997.文藝春秋.P332)
 財産の寄進など、普通感覚では到底考えられるものではない。にもかかわらず、なぜヤマギシのシステムは機能し得るのか。特別講習研鑽会(特講)が参画への入口であることは前述したが、95年10月以来、津地裁で争われている裁判の訴状に、その詳細な描写があった。

〈しかしながら、ヤマギシ会の実態は、被告法人の理事者・幹部による参画者に対する支配管理が厳然と存在し、提案制度の形骸化、監視の常態化、日々の研鑽という名目の参画者に対するマインドコントロールによって、参画者の思考停止状態を維持し、物言わぬ労働ロボットを生産しているのである〉

歯切れのよい指摘の後、訴状は大要、以下のように続ける。

すなわち特講は人里離れたヤマギシ会のいずれかの施設で、七泊八日の日程で行われる。期間中は家族からの緊急連絡以外は完璧に外部と遮断され、金や貴重品、靴、免許証など、着替えと洗面用具を除きすべての持ち物を預けさせられる。なお訴状は触れていないが、参加料として五万円が必要である(1996年現在)。

このような環境で、連日“研鑽会”が進められる。その一つ、二日目から三日目にかけて行われる**“怒り研”**は、およそ次のようなものだという。

一参加者が広間に三重の輪を作り座っている。二人の屈強な男が輪の中央で背中合わせに座る。うち一人が進行役となり、口火を切る。

「どうして腹が立つのか考えてみましょう。わかった人は手を挙げて」

「相手が自分勝手だったから」

「自尊心を傷つけられたので」

さまざまな答えが返ってくる。進行役はその都度、「もっと掘り下げてよく考えて」。

この繰り返し。最初の穏やかな雰囲気はすぐに消え、進行役の声は威嚇的に、暴力的になっていく。誰もが黙り込む。結論が出ないまま夜が更ける。

翌日。前日の続きが始まる。

「答えを見つけられるまで、この研修は続きます。本当に真剣に考えてください」

と進行役。緊張と疲労。叱咤(しった)と怒号。この日は二人の屈強な男たちも威嚇に加わる。

やがて、誰かが「わかった」と声をあげる。と、変化が起こる。怒鳴り続けてきた進行役が、突然調子を和らげる。

「一つヒントをあげます。腹の立つ理由は見つかりましたか。〇〇さんどうですか」 / 「いいえ、見つかりません」

「そうでしょう、突き詰めて考えると理由なんてないんです。では理由がないのにどうして腹を立てたんでしょうか」

「わかりません。ただ、ずいぶんつまらないことで腹を立てていた気がします」

「まだ腹が立ちますか」 / 「いいえ」 / 「いいでしょう、楽にしてください。さあ、他の人はどうですか」

「もう腹が立ちません」

誰もが我先に叫ぶ。全員がそう答え終わる頃には、会場はお祭り騒ぎになっている。

「怒りという不健全な感情は、自己中心的で非論理的な思考から生まれてくるんです。雨の日にあなたの横を車が泥水をはねて通り過ぎた。徐行すべきだと考えると腹が立つ。でも、その車がたとえば病人を運んでいたとわかったら、仕方がないと諦めるでしょう。泥水をはねられても怒らないケースもある。ということは、泥水をはねられたことと怒ることの間には、直接の因果関係はないということです。あなたが正しいから、人もそうすべきだと考えることは、思い上がりにすぎません」

進行役がにこやかに締めくくる。

どうとでも言える話題を強引に一つの方向に導き、あたかもそれが普遍の真理であるかのように教え込む。禅問答、公案などと言えば綺麗に過ぎよう。緊張と弛緩を巧みに組み合わせた特講の手法は、ヒューマン・ポテンシャル運動から派生した自己啓発セミナーやマルチ商法、あるいは60年代に流行したS T (感受性訓練) などの企業内教育訓練の技法にも酷似している。 >

「特講は我執を取り除く基礎作業の場。研鎖学校は無我執を体得する場」とはうまい表現だと思う。財産や会社での地位などすべての執着から解き放たれ無我執を体得した人、あるいは入力されるべき一部が解離した結果ヤマギシ村が〈真実の世界〉に見えてしまいそこで生きることを決意した人は、この請願書に署名捺印する。(『洗脳の楽園』P251. 洋泉社. 1997) 31

問題	理念	現実
所有	「無所有・無我執体得」	夫婦，子どもの繋がりが弱まり，離婚，再婚が日常茶飯事。
経済・労働	「お金のいらぬ楽しい村」(労働の強制もなく，時間を束縛する法規もない)。 ・「ねばならないという，人を縛る律からの解放」を目指す。 ・「何時でも何処でも何でもやれる公人公器」(職場，職種を一定に固定せず半年毎に職場を自動解任され，新しい部署に就く)。	<p>年中無休で早朝より夜中まで，ほとんど働き詰めの生活。 一部には十数年間，特定の指導的部署に居続ける人も少なくない。 自動解任後の人事はどう決めるのか，一般の村人には何も知らされない不透明な人事。</p> <div data-bbox="1931 235 2509 511" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1999年以前の状況がまとめられているようです。 現在の生活実態は不明です。 著者の黒田氏は1994年に特講を受けています。</p> </div>
権力	村には長と名のつく権力者は存在しない。すべての事柄は，皆で研鍛し進める。	豊里実顕地を頂点とする中央集権体制。その中の権力を持つ特定の村人が活動方針を決定する(トップダウン式)。 ・ある特定の政治家への組織投票を半強制的なかたちで強いる。
生産物	安全食品，自然食品，有機農産物志向 (「村人の真心」。「太陽がいっぱい」。「豊かな堆肥」。「本物」)。	多くの化学肥料や農薬を農業の素人ともいえる高校生に散布させ，また，製造日付の書き換えもある。
教育・子ども	Yズム学園では，知識の習得や記憶力の養成よりも実学(農作業など)中心。	子どもは，登校前，下校後，休日に農作業を課せられ，実学というより，労働を強いられる。 ・食事は2食。公立の小中学校へ登校する場合、朝食なし。体罰で夕食抜きになるケースもある。
文化・余暇時間	「私意尊重公意行」(寝たいときに寝て，起きたいときに起き，権力者も監視人もいない)。	やりたいこと(例:旅行)，買いたいものなどは全て研鍛方式。お金がかかるものはほとんど叶えられない。ただし，幹部は特別で研鍛なしに自由が利くシステム。私意は尊重されず，公意に従わされる。 ・村内では，村人同士が監視状態で，なかにはスパイ的な人物がいるという。 ・テレビ・雑誌・新聞等は制限され、文化的楽しみに欠ける環境。

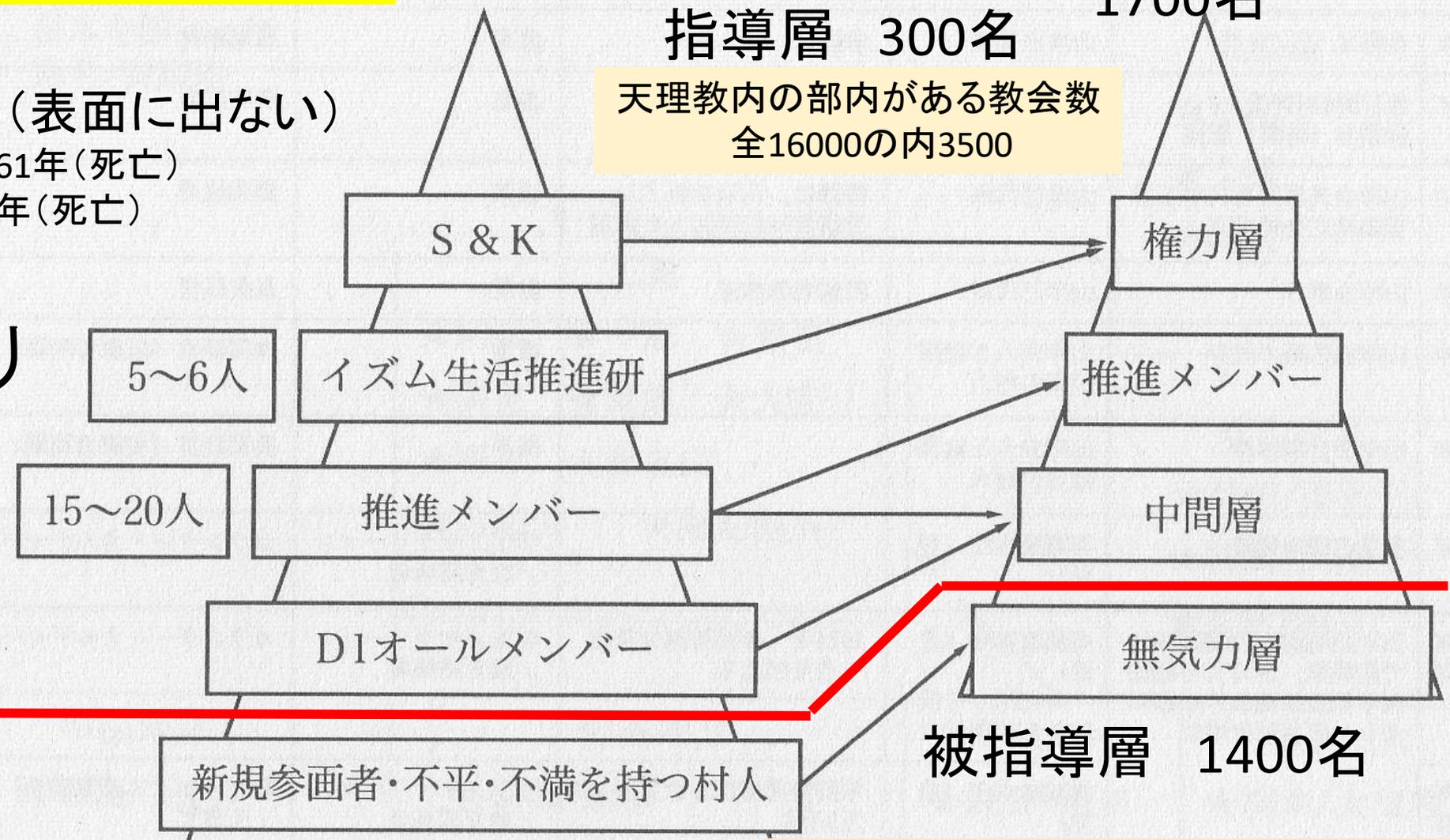
1999年頃のヤマギシ会の組織
(現在の状態は不明)

図表3-5 Y会の権力構造¹¹

2001年の村民
1700名

最高幹部(表面に出ない)
山岸巳代蔵→1961年(死亡)
杉本利治→1999年(死亡)

世話係り
取締役
部長級
課長級
係長級



指導層 300名
天理教内の部内がある教会数
全16000の内3500

被指導層 1400名
天理教内の部内がない教会(末端教会)数
全16000の内12500

郡山大教会の比率78%を全教会に当てはめて算出

『「ヤマギシ会」と家族』P106
『ヤマギシ会見聞録』P225行路社・近藤衛・2003・フリーライター。
(近藤氏は1999年に特講、研鑽学校、入村(半年)を「ヤマギシ会」調査のために体験している。)

ヤマギシ会の指導層と非指導層(実労働層)の比率は約1対5で、5が全体を支えています。現在の天理教は数字上は約1対4ですが、実態は1対2〜3程度と思われる。下から上への献金で賄われている天理教は組織として成り立たなくなりつつあります。

カルト組織を生み出す方法として「はらだち」の抑制がある

ヤマギシ会は「理想」とする世間離れした組織を運営するにあたり、入所者を「腹が立たない」人間に養成することから始めます。「怒りという**不健全な感情**は、自己中心的で非論理的な思考から生まれてくる」とされ、「怒り」は我執があるからで「すべての執着から解き放たれ無我執を体得した人」になる必要があるとされます。ただ、その人々によって構成される社会はピラミッド型のヒエラルキーが厳然と存在し、上位の人の意思(我執)が下位の人の意思(我執)を抑える形で成立しています。

このヤマギシ会の例から考えると、「**にくい、うらみ、はらだち**」という感情は持ちつづけることは、**人間の尊厳と独立を守るとても健全な心の動き**ではないかとも思えます。

**「八つの埃」の内、おふでさき3号96に無い「三つ」は、
教祖の意思とは別に他の者によって追加されたのだ！**

「ほこり」は八つか五つかという問題を考えてきました。私の結論はおふでさき3号96にある五つです。

『おふでさき』の中には「うらみ」とか「はらだち(りっぷく)」があり、また「にくい」もその意味内容から「ざねんりいふく」に含められると考えると、「おふでさき」は「にくい、うらみ、はらだち」の感情が満ち溢れているように思えます。そのような精神状態で生きている教祖中山みきが、それを「ほこり」に加えるわけがないということです。

ではなぜ、「にくい、うらみ、はらだち」が後で追加されたのかといえば、それは被支配者の不満の感情、「むほん」の感情を抑えることが出来るからです。それゆえ、仏教でも心学道話でも「はらだち」などの感情は否定的に扱われてきました。そして天理教もこの三つを加えることによって、従来の道徳的考えを天理教も引き継ぐものであることを示せ、また組織維持の観点からもこの三つを加えることは大いに効果があります。それは昭和11年の内務省警保局史料が示すことであり、さらに1990年代のヤマギシ会の姿が記された何冊の本が示しています。

「はらだち」を抑え込むことは、支配者の思い通りに動く人間を生み出す方法なのです。